

1 検証の目的と方法 (「第1章 検証について」)

- 令和5年7月に船橋市で生後11か月の男児が死亡した事例を検証するため、令和6年8月1日に「船橋市児童死亡事例対応検証委員会」を設置。
- 本検証は、本事例への本市の関与や支援について検証することで、今後の取り組むべき課題とそれに対する方策を提言することを目的とするもの。
- 「地方公共団体における児童虐待による死亡事例等の検証について」等を基に、次の流れで検証等を行った。
 - (1)事実関係の把握及び論点の整理 (2)関係者へのヒアリング調査 (3)課題の抽出・整理、改善策の検討・提言
- 本事例では、児童相談所を所管する県及びA市、そして本市の3自治体の各検証機関が連携し、検証を実施した。

【検証委員会委員名簿】

氏名	所属、役職等
内田 徳子 (委員長)	弁護士(柏綜合法律事務所) 千葉県弁護士会子どもの権利委員会 委員
大塚 佳子	医師(医療法人社団聖鳥会にじの空クリニック 院長) 一般社団法人船橋市医師会 理事
川崎 二三彦	社会福祉法人横浜博萌会子どもの虹情報研修センター センター顧問
佐藤 拓代 (副委員長)	医師 公益社団法人母子保健推進会議 会長

【会議の開催状況】

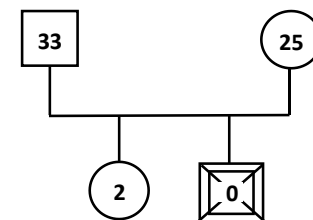
	開催日	内容
第1回	令和6年 8月28日	・検証の目的・方法、スケジュール等の確認 ・事例の概要把握による疑問点や不明点の整理
第2回	令和6年12月 9日	・3自治体の資料共有による事実関係の把握、 調査事項の整理 ・ヒアリング調査の実施方法等の確認
第3回	令和7年 4月22日	・課題の抽出・整理
第4回	令和7年10月28日	・改善策の検討・提言の整理
第5回	令和8年 2月 9日	・報告書の取りまとめ

2 事例の概要等 (「第2章 事例の概要等」)

- 本児は令和4年8月25日にA市の家庭に出生したが、母は妊娠35週まで妊婦健診未受診を理由としてネグレクトの疑いの通告があり、A市児童相談所は、令和4年8月30日に本児を一時保護した。
- 本家庭は、令和4年9月初旬に、A市から本市に転居した。このとき、本児はまだ一時保護中であつた。
- 本児は、令和5年4月1日にE保育園に入園した。また、令和5年4月12日、本児の一時保護が解除された。
- A市児童相談所と県児童相談所は、令和5年4月25日からケース移管協議を開始し、令和5年6月7日にケース移管を完了した。
- 令和5年5月18日、個別ケース検討会議を実施した。
- 本家庭は、令和5年6月6日に本市内で転居した。それに伴い、本児はE保育園を退園した。
- 令和5年7月6日、個別ケース検討会議を実施した。
- 令和5年7月26日、本児が救急搬送され、その後、死亡が確認された。死因は不明であつた。本児には、頭蓋骨骨折のほか、硬膜下血腫や肋骨骨折などの受傷が確認された。

【世帯構成(本児死亡時点)】

父 (33歳)
母 (25歳)
姉 (2歳)
本児 (0歳11か月)



3 提言等（「第3章 対応状況と課題」「第4章 提言」）

提言1 児童虐待に関する基本的理解と対応力の強化

問題点・課題	提言
課題2－(3) 関係機関職員のもつ児童虐待に関する基礎知識等が不十分であった。 ・ A市児童相談所から連絡があったことや、個別ケース検討会議への出席を求められていた等の状況においても、福祉支援担当課は本世帯を虐待ケースと認識するまでに至らなかった。	(1) 関係機関職員の資質向上 ○ 各機関の役割に応じた研修を企画・実施することで、各職員は児童虐待についての基礎知識を学び、適切な対応の理解に努めること。 ○ 研修に際しては、本報告書も活用して学ぶことで日々の業務に活かすこと。
課題1－(2) 傷あざ等の把握に伴い、リスク評価の見直しについて検討が必要であった。 課題2－(1) 確認された傷あざ等について、より丁寧に関係機関と情報共有する必要性があった。 ・ E保育園が把握した傷あざ等について、E保育園から関係機関に情報共有したものの、初期のアセスメントであったネグレクトの認識のまま、ネグレクト以外の可能性に十分な注意が向けられなかった。 ・ 記録した写真や傷あざ等が複数回確認されていることの情報が共有されず、虐待リスクの評価を変更しうる機会を逸した。	(2) 組織的な支援方針の検討・決定 ○ 船橋市要保護児童及びDV対策地域協議会(以下「要対協」という。)を構成する各関係機関は、主体性を発揮して見解を表明し、積極的に情報を提供すること。 ○ 児童の身体に傷あざ等を確認した際は、写真等の客観的な記録を含む詳細な情報を速やかに要対協の調整機関や児童相談所を通じて各関係機関に共有すること。 ○ 一方の情報提供を受けた機関は、これまでの対応方針に固執せず、虐待が疑われる兆候が見られた場合には、客観的な事実に基づき再度アセスメントを行うこと。 ○ 積極的な連携を図り、関係機関相互の意見を尊重した合意形成により方針決定を行うこと。

提言2 家庭に寄り添う支援の実施

問題点・課題	提言
課題1－(1) 本児の転退園に伴うリスク評価をより慎重に行う必要があった。 ・ 保育園入園は、一時保護解除の要件となっていた。 ・ より丁寧に転退園リスクの評価と支援を進めていく必要があった。 ・ 転園時の必要書類について一部免除が可能であったが、その措置が講じられなかった。	(1) 養育支援の活用 ○ 家庭全体の養育力のアセスメントにより、虐待対応としての介入的アプローチの検討のみならず、母子保健や福祉部門からの支援的アプローチも併せて検討することで、保護者を含めた包括的な支援を実施すること。 ○ 所属機関がない児童がいる家庭には、子育て支援事業を積極的に活用すること。 (2) 利用しやすい支援サービスの提供 ○ 利用できる制度を最大限に活用することで、少しでも手続面や費用面での負担軽減を図り、利用しやすい養育支援サービスを提供すること。 (3) 母子保健の支援の在り方 ○ 支援を求めない保護者に対し、そのように至った背景にも目を配り、当事者目線で丁寧に関わることで信頼関係を築くこと。 ○ 表面化した困りごとだけに目を向けるのではなく、予防的な視点をもって家族とともに対応策を考え、支援に臨むこと。

提言3 要対協の在り方

問題点・課題	提言
課題3－(1) 個別ケース検討会議は関係機関が一堂に会して情報共有や協議を行う貴重な場であることの重要性について、更なる理解が必要であった。 ・ 令和5年5月18日及び令和5年7月6日に開催された個別ケース検討会議において、福祉支援担当課が会議に参加する重要性を認識しておらず欠席していた。 ・ 開催側も積極的な参加を促していなかった。	(1) 個別ケース検討会議への参加と決定事項の取扱い ○ 個別ケース検討会議の出席要請には、各機関は特に留意して必ず出席すること。 ○ 出席要請を行う際には、ケースの状況や期待される役割などを明確に伝え、関係機関が主体的に出席するよう働きかけること。 ○ 個別ケース検討会議において決定された支援方針及び自機関の役割は、会議終了後速やかに内部で情報共有し、組織として意思決定した上で支援を実施すること。
課題3－(2) 個別ケース検討会議の会議録について、情報共有の仕組みが必要であった。 ・ 個別ケース検討会議の会議録を各参加機関で作成としており、会議後に統一した会議録の共有が行われておらず、事例に対する理解や対応に齟齬が生じる状況となっていた。 ・ 欠席した福祉支援担当課に会議録が共有されなかったとともに、福祉支援担当課側からも会議録を求めなかった。	(2) 個別ケース検討会議における会議録の作成と共有 ○ 会議録作成者を明確にすること。 ○ 会議録は、関係機関で共有して情報の齟齬を防止すること。 ○ 会議を欠席した機関に対しても、確実に会議録を共有すること。 ○ 会議録の作成・共有にあたっては、ICT等を活用した事務の効率化を検討すること。
課題2－(2) 新たに連携する必要が生じた部署との情報共有や連携の仕組みが整っていなかった。 ・ 家庭の福祉支援開始に伴って連携の必要が生じた福祉支援担当課と要対協との十分な情報共有がなされなかった。 ・ 本児の保育園入園に伴って連携の必要が生じたE保育園への十分な情報提供が遅れた。	(3) 情報共有体制の構築 ○ 各関係機関が所管する個別ケースが、要対協の対象ケースとなっているか否かを確実に判断できる体制の構築が必要であるため、対象ケースの情報共有の在り方を見直すことで関係機関の把握頻度を向上させる等、適切な把握体制を整備すること。 ○ 新たに要対協の対象ケースであると認識した際は、関係機関間で速やかに連絡を取り必要な情報を共有することで、転居等による家庭状況への大きな変化にも迅速に対応できるよう徹底すること。 ○ 要対協の対象ケースとして認識した各関係機関は、それぞれの業務の専門性を活かしつつも、児童虐待防止の観点から自らの業務を捉えた上で必要な支援を行うこと。

提言4 児童相談所と市関係機関との連携

※本市児童相談所設置の際に対応を求めるもの。また、本市児童相談所とのケース移管相手の児童相談所にも同様の対応を要請すること。

問題点・課題	提言
課題4－(1) 一時保護中の転居やケース移管協議中の転居という複雑な状況下で、柔軟な対応が求められる状況であった。 ・ 一時保護が解除されるまで児童相談所間のケース移管を保留するという取り決めのもと、本児の一時保護中に本家庭が転居したため、工夫した対応が求められる状況であった。 ・ 児童相談所以外の関係機関でも、一時保護中の転居に伴い引継ぎ時期に異なりが生じたことで、円滑な連携が取りづらい状況であった。 ・ また、ケース移管協議中にも新たに転居が行われるなど刻々と状況が変化しており、移管協議中においても柔軟な対応が必要な状況となっていた。	(1) ケース移管の時期と関係機関との連携 ○ 一時保護中の転居事例においても、両児童相談所は移管前の段階から積極的に連携するとともに、要対協を適切に活用する等で関係機関との情報共有を図ること。 ○ 移管元の児童相談所は、移管の最中においても主体的にアセスメントを行うこと。 ○ 移管先の児童相談所は、一時保護中等の理由により移管前の段階であっても、個別ケース検討会議に積極的に参加するなど、情報収集や意見交換を行うこと。
課題2－(2) 新たに連携する必要が生じた部署との情報共有や連携の仕組みが整っていなかった。【再掲】 ・ 家庭の福祉支援開始に伴って連携の必要が生じた福祉支援担当課と要対協との十分な情報共有がなされなかった。 ・ 本児の保育園入園に伴って連携の必要が生じたE保育園への十分な情報提供が遅れた。	(2) 新規に関係機関となった組織との連携 ○ 今後設置される本市の児童相談所は、取扱中のケースについて、新たに関与する関係機関に対し、ケース移管時に準ずる情報を提供するとともに必要な説明を行うことで、円滑な支援の実施に繋げること。